

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の
促 進 に 関 する 基 本 方 針

令和5年4月
沖 縄 県

目 次

ページ

- 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向・・・・・・・・・・ 1
- 第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・ 6
- 第 3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の・・・・・・・・ 1 8
整備その他支援の実施に関する事項
- 第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する・・・・・・・・ 2 1
農用地の利用の集積に関する目標その他農用地
の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 第 5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために・・・・・・・・ 2 2
必要な事項

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 沖縄県は、我が国の南西部に位置し、東西約 1,000km、南北約 400km に及ぶ広大な海域に点在する大小 160 の島しょ（うち有人島 47 島）からなり、我が国唯一の亜熱帯地域である。

沖縄農業は、復帰後、農業生産基盤の整備を始め、ウリミバエ根絶など各種の条件整備が着実に進み、亜熱帯の地域特性を生かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛等の生産が多様に展開され、国内供給産地として一定の評価を得るとともに、県土の保全等多面的な機能を通して、地域経済・社会の発展に大きな役割を果たしてきた。

地域別農業生産は、丘陵地の多い沖縄本島北部地域は花き、野菜、さとうきび、果樹、畜産（肉用牛、養豚）等、比較的平坦な沖縄本島中部地域及び南部地域は野菜、さとうきび、花き、畜産（酪農、養鶏）等、また、平坦地の広がる宮古地域はさとうきび、葉たばこ、野菜、果樹、肉用牛等を、多様な土地条件を有する八重山地域はさとうきび、野菜、水稲、果樹、肉用牛等、地域の実情に即した農業生産の展開を図っている。

しかしながら、沖縄農業は、本土に比べ台風、干ばつ等厳しい自然条件、離島性、市場遠隔性等の制約条件に加え、復帰時は、かんがい施設等の農業生産基盤整備の遅れ等により、生産が不安定で、生産性も低い状況にあった。

復帰以降、本県は、これらの課題を克服するため各種生産基盤の整備を積極的に推進し、亜熱帯海洋性気候や地理的特性などを最大限に生かせる効果的な振興施策を展開してきた結果、各種の基盤整備が進み、本土との生産性格差は縮小し、農業産出額についても復帰当時と比べ約 2 倍となった。

その一方で、農業就業者は減少し続け、復帰当時の半分以下となっている。

このため、優良農用地の保全・確保に努め、農業生産基盤の整備を推進するとともに、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。以下同じ。）の実現に向け農業を担う者の育成・確保、農用地の利用集積、農業経営の法人化の推進等農業構造を改善し、農業経営の安定と生産性の向上を図る。

また、消費者ニーズに対応したおきなわブランドの確立、戦略品目等拠点産地の育成、新技術の開発・普及、流通体制の整備等生産から販売に至る施策を総合的に推進し、経営体質の強化を図ることにより、国際化時代に対応した生産性の高い亜熱帯海洋性気候等の特性を生かした農業の確立に努める。

なお、農村地域の秩序ある土地利用の実現に資するため、市町村の農業振

興地域整備計画との調和を図りつつ、農用地の有効利用と優良農用地の確保に努める。

- 2 沖縄県の農業構造については、復帰後の高度経済成長による公共投資の集中・拡大に伴い、多くの労働力の農外流出を招き、兼業化が進展した。

その後、経済が高度成長から安定成長に移行する中で、農業見直しの気運が高まり、さとうきびを中心とした土地利用型作物から野菜及び花きを中心とした集約型作物への転換が図られてきた。

しかしながら、農家数及び農家人口については、依然として減少傾向が続いており、新規就農者の確保が厳しいなか、農業就農者の高齢化とも相まって、担い手不足が深刻となりつつあり、遊休農地が増加傾向にある。

また、不在地主等がこれに加わり、一層高い比率で農地の遊休化がみられ、担い手への農用地の利用集積など地域の農業振興を図る上で障害となっている。

さらに基幹作物であるさとうきびについては、重労働である収穫作業の機械化を推進しているが、地域によって機械収穫率に差があることから、地域の実情に即した施策が課題となっている。

- 3 このような問題に対処し、農業を今後とも沖縄県の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、沖縄県は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標達成に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

また、当面効率的かつ安定的な経営の確保・育成が困難である等、地域の実情に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にすることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね350万円）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うよ

うな農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う事業を積極的に活用することにより、利用権の設定等の流動化の促進及び農作業受委託を促進し、農用地の利用集積を推進する。また、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成を推進する。

また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導する。特に、さとうきびについては、生産向上を図るため、市町村、農協中央会、農協、製糖会社等の連携による生産指導の強化、農作業の機械化を促進するとともに、生産組織等の育成、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。また今後、土地利用型農業については集落営農の在り方を検討する。

さらに、農村における女性は、県内の基幹的農業従事者の約3割を占め農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定や農業経営改善計画の共同申請の推進、労働改善のための環境条件整備を通じ、女性の農業経営への参画を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携協力していくことを通じて健全なコミュニティーの発展を図る。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

県内における近年の新規就農者数は、年間約280人前後で推移している中、担い手の育成・確保を推進するにあたり、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえ、就農相談から就農定着に向けた就農啓発活動を推進し、就農に意欲的な新規学卒者、Uターン就農者及び新規参入者、農業法人等への雇用就農、中高年の就農希望者等、幅広い人材の掘り起こし活動、青年等就農計画作成指導、就農後の営農指導等を行う。

さらに、円滑に就農ができるよう一連の支援活動を行政機関、関係団体、学校教育機関、地域の先進農家等が一体となり、令和4年度から令和13年度の10年間で3,000人の新規就農者を育成・確保することとし目標を達成するため取組む。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等の就農時における数値目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、第1の3(1)に示す効率的かつ

安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得（すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得175万円以上を目標とし、年間総労働時間は1,200時間以上とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、沖縄県立農業大学校の教育内容の拡充・強化及び指導農業士等や認定農業者の技術・経営力に優れた農家のネットワーク化を図り、効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。

また、園芸作物や畜産部門を中心に、優良な個人経営体の法人化を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる法人を増加させる。

(3) 地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ育成する。

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

市町村、農協等が参画した第3セクターやサービス事業体等の農作業受委託組織については、農作業の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして育成する。

イ 地域農業の維持・発展のための農業を担う者

高齢化・農業人口減少が本格化するなか、地域の農業を担う者として、認定農業者、認定新規就農者等の担い手に限らず、農業以外からの新規参入者、半農半Xを行う者等農産物の生産活動に直接関わる者を幅広く確保・育成し、目標地図に位置づけることとする。

ウ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域農業及び営農の実態等に即した多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導する。

地域別には、

沖縄本島北部地域は、農用地の利用調整を通じた連担化などの作業条件の整備を進めるとともに、ほ場条件に適したさとうきび収穫機械の普及等を促進し、併せて農作業受委託組織を育成することにより、複合経営の推進、品目の拡大等地域特性を生かした農業を振興する。

さらに、担い手の不足している地域については、集落等を単位とした生産組織等を育成するとともに、経営管理の熟度が向上した経営については、法人形態への移行を誘導する。

本島中部地域及び南部地域は、都市近郊という有利な立地条件を生かした野菜、花き、畜産等の集約的な経営が展開されていることから、土地利用型農業の生産性の向上を図るためには、農作業受委託組織を育成するとともに、農用地の利用調整を通じた流動化の促進及び土地利用をめぐる合

意形成を図ることにより、連担化などの作業条件の改善を図り、効率的な農用地の利用を促進する。

また、経営管理の熟度が向上した経営については、法人形態への移行を誘導する。

なお、周辺離島地域については、さとうきびの機械化・省力化を推進することにより、安定した複合経営を育成するとともに、ほ場条件等の整った地域については、機械化一貫作業体系を推進する。

宮古地域は、地下ダムによる農業用水の確保をはじめとする農業生産基盤整備が進展している地域であることから、個人経営の規模拡大を図りつつ、農作業受委託組織を育成するとともに、輸送条件の整備を踏まえた高収益・高付加価値作目の積極的な導入による農業所得の向上を図る。

また、経営管理の熟度が向上した経営については、法人形態への移行を誘導する。

八重山地域は、県内でも早くから農業用水の確保などをはじめとする農業生産基盤整備に着手している地域であり、個人経営の規模拡大と農作業受委託組織の育成及び輸送条件の整備を踏まえた高収益、高付加価値作目の積極的な導入により生産性の高い農業地域として確立する。

また、経営管理の熟度が向上した経営については、法人形態への移行を誘導する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に沖縄県で展開している優良事例を踏まえつつ、沖縄県における主要な営農類型については次のとおりである。

<沖縄本島北部地域>・・・(主な特徴：畑作地域、比較的経営規模が大きい、傾斜地が多い)

〔個人経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび+野菜	〔作付面積等〕 さとうきび 2.40ha ゴーヤー 0.40ha ＜経営面積＞ 2.60ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設（2,000㎡） 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託 ・ゴーヤーは園芸施設による周年栽培 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
野菜	〔作付面積等〕 スイカ 2.20ha ＜経営面積＞ 0.85ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設（8,500㎡） 〔その他〕 ・スイカは園芸施設による周年栽培で2作目0.85ha、3作目を0.5haとした ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き	〔作付面積等〕 輪菊 0.15ha 小菊 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・スプリンクラ ・選別機 ・電照施設一式 ・平張施設（1,500㎡） 〔その他〕 ・小菊12月出荷は平張施設での栽培とし、12月出荷後植え替えを行い5月出荷とする。 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
果樹	〔作付面積等〕 パイン 4.00ha ＜経営面積＞ 4.00ha	〔資本装備〕 ・農用車（2,000cc） ・動力噴霧機 ・管理機（5ps） 〔その他〕 ・トラクタ（トラク・ローリ・スラッシャ）については賃借にて行う。 ・パインについては生果及び加工用の生産とする	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
肉用牛	〔作付面積等〕 草地等 5.16ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 39頭 ＜経営面積＞ 5.16ha	〔資本装備〕 ・農用車（2,000cc） ・トラクタ（79ps） ・モアコンディショナ ・テッターレーキ ・ロールベラー ・ベールラッパー ・フロントローダー ・マニユアスプレッタ ・ブロードキャスタ ・ホイローダ ・農具庫（74㎡） ・牛舎（507㎡） ・乾草庫（47㎡） ・堆肥舎（82㎡） 〔その他〕 ・所有する農用車以外は3戸の共有とする。	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

〔団体経営体〕
 (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび (主たる従事者3人)	〔作付け面積等〕 さとうきび 20.50ha 作業受託 25.00ha <経営面積> 26.75ha	〔資本装備〕 ・農用車(軽)×3台 ・動力噴霧機 ・大型トラクタ ・プラウ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ 〔その他〕 ・周辺農家の耕起・碎土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・休日制の導入 ・社会保険への加入

<沖縄本島中部地域>・・・(主な特徴：平坦畑作地域、都市近郊地域、経営規模が小さい、園芸作地域)
 [個人経営体]
 (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび+甘藷	〔作付面積等〕 さとうきび 5.90ha かんしょ 1.00ha ＜経営面積＞ 6.90ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・トラクタ（42ps） ・プラウ ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・芋掘り機 ・動力噴霧機 ・ブルトラ（15ps） ・ブルトラ用散布機 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
野菜	〔作付面積等〕 インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設（5,000㎡） 〔その他〕 ・冬春期のインゲン後、夏場ゴーヤーとし、周年栽培とする ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
花き	〔作付面積等〕 小菊 0.70ha ＜経営面積＞ 0.55ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・スプリンクラ ・選別機 ・電照施設一式 ・平張施設（1,500㎡） 〔その他〕 ・12月出荷は平張施設での栽培とし、12月出荷後植え替えを行い5月出荷とする。	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	〔作付面積等〕 マンゴー 0.35ha バナナ 0.35ha ＜経営面積＞ 0.70ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・管理機（5 p s） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・簡易鉄骨ハウス（4,000 m ² ） ・選果・出荷場 〔その他〕 ・一部労働時間の延長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
養豚（繁殖一貫）	〔作付面積等〕 施設等 0.25ha ＜飼養頭数＞ 種雌豚 40頭 ＜経営面積＞ 0.25ha	〔資本装備〕 ・農用車（2,000cc） ・動力噴霧機 ・ダクトファン（2台） ・自動給餌機（2基） ・スクレッパー（2基） ・給餌器（26個） ・糞尿処理設備 ・繁殖豚舎（296 m ² ） ・肥育豚舎（256 m ² ） ・堆肥舎（34 m ² ） ・ストール（39台） ・分娩ゲージ（10台） ・子豚ゲージ（15台） 〔その他〕 ・飼料タンクについては飼料販売業者負担とする ・糞尿処理設備は2戸共有とする	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

〔団体経営体〕
（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび （主たる従事者3人）	〔作付面積等〕 さとうきび 14.00ha 作業受託 25.00ha ＜経営面積＞ 20.25ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽）×3台 ・動力噴霧機 ・大型トラクタ ・プラウ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ（15 p s） ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ 〔その他〕 ・周辺農家の耕起・砕土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・休日制の導入 ・社会保険への加入

＜沖縄本島南部地域＞・・・（主な特徴：平坦畑作地域、都市近郊地域、経営規模が小さい、園芸作地域）

〔個人経営体〕

（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび＋肉用牛	〔作付面積等〕 さとうきび 3.30ha 草地等 2.40ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 18頭 ＜経営面積＞ 5.70ha	〔資本装備〕 ・農用車（1t） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機 ・草刈機 ・カッター ・牧草モアア ・牛舎（234㎡） ・堆肥舎（37.8㎡） 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
野菜	〔作付面積等〕 インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設（5,000㎡） 〔その他〕 ・冬春期のインゲン後、夏場ゴーヤーとし、周年栽培とする ・一部労働時間の延長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
野菜	〔作付け面積等〕 カボチャ 0.70ha ヘチマ 0.50ha ＜経営面積＞ 1.00ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・トラクタ（24ps） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ 〔その他〕 ・1作目カボチャの収穫面積の半分まで、ヘチマ作付可能とした。	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き	〔作付面積等〕 小菊 0.70ha ＜経営面積＞ 0.55ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・スプリンクラ ・選別機 ・電照施設一式 ・平張施設（1,500㎡） 〔その他〕 ・12月出荷は平張施設での栽培とし、12月出荷後植え替えを行い5月出荷とする。 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
果樹	〔作付面積等〕 マンゴー 0.30ha パパイヤ 0.30ha ＜経営面積＞ 0.60ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・管理機（5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・簡易鉄骨ハウス（6,000㎡） 〔その他〕 ・収穫期における労働時間の延長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
酪農	〔作付け面積等〕 草地等 2.60ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 21頭 ＜経営面積＞ 2.60ha	〔資本装備〕 ・農用車（2,000cc） ・トラクタ（42ps） ・ミルクカー、ハルクリュー ・温水ボイラー ・バークリーナー ・ウォーターカップ、スタンション、カマット ・モアコンディショナ ・フォレンジハーベスタ ・ジャイロテッター ・ローターベーター、プラウ、バキュームカ ・カッター ・大型扇風機、細霧機 ・牛舎（267㎡） ・堆肥舎（179㎡） ・汚水槽（21㎡） ・農具庫（48㎡） ・パドック（16㎡） 〔その他〕 ・ローターベーター、プラウ、バキュームカーについては2戸での共有とする	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

〔団体経営体〕
 (農業経営の指標の例)

さとうきび (主たる従事者3人)	〔作付け面積等〕 さとうきび 14.25ha 作業受託 25.00ha <経営面積> 20.50ha	〔資本装備〕 ・農用車(軽)×3台 ・動力噴霧機 ・大型トラクタ ・プラウ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ 〔その他〕 ・周辺農家の耕起・碎土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実に努める ・明確な経営目標の設定	・休日制の導入 ・社会保険への加入
---------------------	--	--	---	----------------------

<宮古地域>・・・(主な特徴：平坦畑作地域、経営規模は比較的大きい)

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび+野菜	〔作付面積等〕 さとうきび 2.80ha トウガン 0.40ha ＜経営面積＞ 3.20ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+果樹	〔作付面積等〕 さとうきび 2.40ha マンゴー 0.25ha ＜経営面積＞ 2.65ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・トラクタ（32ps） ・耕耘機（9.5ps） ・揚水ポンプ ・簡易鉄骨ハウス（2,500㎡） 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+肉用牛	〔作付面積等〕 さとうきび 3.60ha 草地等 2.70ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 20頭 ＜経営面積＞ 6.30ha	〔資本装備〕 ・農用車（1t） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機 ・草刈機、カッター、牧草刈り ・牛舎（260㎡） ・堆肥舎（42㎡） 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

[団体経営体]

(農業経営の指標の例)

さとうきび (主たる従事者3人)	〔作付け面積等〕 さとうきび 17.40ha 作業受託 25.00ha ＜経営面積＞ 23.65ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽）×3台 ・動力噴霧機 ・大型トラクタ ・ブラウ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ（15ps） ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ 〔その他〕 ・周辺農家の耕起・碎土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実に努める ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入
---------------------	--	--	---	----------------------

<八重山地域>・・・(主な特徴：畑作地域、経営規模は比較的大きい、傾斜地が多い)

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび+水稲	〔作付面積等〕 さとうきび 4.80ha 水稲 6.00ha ＜経営面積＞ 8.80ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・トラクタ（32ps） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機 ・田植機 ・コンバイン 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託 ・水稲1期後、2haについて2期作を行う ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+野菜	〔作付面積等〕 さとうきび 7.40ha カボチャ 1.20ha ＜経営面積＞ 7.80ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・トラクタ（42ps） ・ブラウ ・ロータリ ・動力噴霧機 ・ブルトラ（15ps） ・ブルトラ用散布機 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託 ・カボチャ2期の80aについては、カボチャ1期とさとうきびの後作	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+果樹	〔作付面積等〕 さとうきび 3.40ha マンゴー 0.30ha ＜経営面積＞ 3.70ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・簡易鉄骨ハウス（3,000㎡） 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび+果樹	〔作付面積等〕 さとうきび 5.00ha パイン 1.00ha ＜経営面積＞ 6.00ha	〔資本装備〕 ・農用車（軽） ・トラクタ（42ps） ・ブラウ、ロータリ ・動力噴霧機 ・ブルトラ（15ps） ・ブルトラ用散布機 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+肉用牛	〔作付面積等〕 さとうきび 3.20ha 草地等 2.70ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 20頭 ＜経営面積＞ 5.90ha	〔資本装備〕 ・農用車（1t） ・耕耘機（9.5ps） ・動力噴霧機、草刈機 ・カッター ・牧草モアア ・牛舎（260㎡） ・堆肥舎（42㎡） 〔その他〕 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

〔団体経営体〕
 (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび (主たる従事者3人)	〔作付面積等〕 さとうきび 15.40ha 作業受託 25.00ha ＜経営面積＞ 21.65ha	〔資本装備〕 ・農用車(軽)×3台 ・動力噴霧機 ・大型トラクタ ・プラウ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ 〔その他〕 ・周辺農家の耕起・砕土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入
肉用牛	〔作付面積等〕 草地等 14.60ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 110頭 ＜経営面積＞ 14.60ha	〔資本装備〕 ・農用車(2,000cc)×3台 ・トラクタ(79ps) ・モアコンディショナ ・テッターレーキ ・ロールベアラー ・ベールラッパー ・フロントローダー ・マニユアスプレッタ ・ブロードキャスタ ・ホイローラダ ・農具庫(209㎡) ・牛舎(1,430㎡) ・乾草庫(132㎡) ・堆肥舎(231㎡)	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入

(注) 1. 各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる家族労働力構成については、主たる従事者1人、補助従事者1.5人として示している。

2. 「作目・作型別の技術体系・収益性指標：県農試経営研究室」及び「農業経営技術指標：沖縄県農林水産部」等基礎データとし、必要に応じて現状の生産費の一部(肥料・農薬・流通経費等)等見なおしされたものをベースに策定している。従って、実際の経営計画作成等に当たっては、個々の経営実態、直近の市場単価等を踏まえて設定する等が必要となる。

3. 資本装備の園芸施設には、耐候性ハウスや農作物被害防止施設等を想定。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に沖縄県内で展開している優良事例を踏まえつつ、沖縄県における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし年間農業所得目標は5割以上とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や地域の実情に即した多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着のサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、地域の実情に即した多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

また、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業の省力化や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

2 沖縄県農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、沖縄県農業経営・就農支援センターを次に掲げる業務の拠点として設置し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）の相談・情報提供、市町村への紹介等を行う。

沖縄県農業経営・就農支援センターは、以下①～④の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応や希望に応じた

就農先等の情報の提供

センターの運営に当たっては、沖縄県農政経済課及び沖縄県営農支援課が指導・監督を行うとともに、センターは、普及指導機関（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下同じ。）、沖縄県立農業大学校、沖縄県農業振興公社、沖縄県農業会議、沖縄県農地中間管理機構、沖縄県農業士等連絡協議会、沖縄県農業協同組合中央会、農業協同組合、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県農業法人協会、沖縄県中小企業診断士協会等と相互に連携してサポートを行うものとする。

沖縄県農政経済課は、年度毎の運営内容を定めた規程について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関と協議の上、作成する。

沖縄県農業経営・就農支援センターの相談窓口については、経営相談窓口及び就農相談窓口を設置することとし、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

また、これらのセンター業務を行う拠点として相談窓口を設置する機関について、当面の間、経営相談窓口を沖縄県中小企業診断士協会に加盟する中小企業診断士が所属し県が選定した機関、就農相談窓口を沖縄県農業振興公社とする。

3 都道府県が主体的に行う取組

県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、沖縄県農業経営・就農支援センター等関係機関と連携して、PR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

普及指導機関は、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、適宜支援を行う。

県は、沖縄県立農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、沖縄県農業経営・就農支援センター等関係機関と連携し、農業を担う者の経営課題に対し支援を行う。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

沖縄県農業経営・就農支援センターは、沖縄県農政経済課、沖縄県営農支援課、普及指導機関、市町村、市町村農業委員会、沖縄県農業会議、沖縄県農業振興公社、沖縄県新規就農相談センター、沖縄県農地中間管理機構、沖縄県農業士等連絡協議会、農業協同組合、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県農業法人協会等との連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と提供、沖縄県農業振興公社が実施する農業後継者育成確保事業を通じた青年農業者確保育成活動等を推進する。

市町村は、就農希望者等の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構築す

るとともに、就農定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械・施設等の貸与など必要なサポートを行う。

沖縄県農業会議、沖縄県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

沖縄振興開発金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した支援を行う。

沖縄県中小企業診断士協会は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。

農業支援サービス事業体の活用に関し、市町村は、サービス事業体に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域のサービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村は、就農受入体制、研修内容、収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び沖縄県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

沖縄県農業経営・就農支援センターは、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。

沖縄県農業経営・就農支援センター及び普及指導機関は、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、市町村の担当者等に紹介する。

沖縄県農業経営・就農支援センター及び普及指導機関は、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、市町村と連携し経営状況を把握し、関係者と必要な助言・指導を行う。

市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、把握するよう努め、県及び沖縄県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

また、沖縄県農業経営・就農支援センターは、経営の移譲に関する情報を求める就農等希望者に対し情報提供等を行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（農業経営体）の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

なお、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の面的集積を促進する。

また、県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

	効率的かつ安定的な農業経営を営む者の地域における農用地の利用のシェア
沖 縄 全 域	56 %

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個人経営体、団体経営体の地域における農用地利用面積（基幹的農作業受託面積を含む）シェアの目標であり、「認定農業者」、「特定農業法人」、「基本構想水準到達者」、「特定農業団体」、「集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」「認定就農者」を効率的かつ安定的な農業経営体とする。

2 目標年次は、令和13年度とする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と第4で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占めるシェアの目標を達成するためには、従来にも増して積極的な農地流動化に対する取組みが必要である。

このため、県行政部局、農業関係試験研究機関、普及指導機関等県内部の指導体制を整備するとともに、沖縄県農業会議、沖縄県農業協同組合中央会、沖縄県農業協同組合、公益財団法人沖縄県農業振興公社、沖縄県土地改良事業団体連合会等県内の関係団体により構成する沖縄県担い手育成総合支援協議会において相互に十分な連携を図り、農地中間管理機構が行う事業等を柱として、農業経営基盤強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する地域計画に基づく農用地の利用集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度を普及する。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- (1) 利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営への農用地の利用集積を農作業受委託をも含めた形で実施する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

地域別には、大規模な個人経営体の育成を中心に進める沖縄本島北部地域、南北大東島、宮古地域及び八重山地域においては、利用権設定等を中心に農地流動化を推進し、個人経営体の規模拡大を図る。また、ほ場条件が整っていないことや担い手不足、農外資本による土地需要から、土地利用型農業を主体とする個人経営体の育成が困難な沖縄本島周辺離島、中南部地域においては、農作業受委託を中心に効率的な作業単位の形成を図るとともに、個人経営体については複合化を通じた経営発展を図る。

ただし、利用権設定等促進事業の実施は、農業経営基盤強化促進法に設けられた経過措置期間の間に限る。

- (2) 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営の農用地利用の集積を進めるため、地域段階において設立されている地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、土地利用型農業が主であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地

の利用の集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立及び活動の強化を図る。さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業団体の設立についても検討を行う。

- (3) また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地中間管理機構が行う事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。
- (4) 普及指導機関等の県内の指導機関においては、担い手育成総合支援協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話し合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。更に、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を行う。
- (5) 農地を集団化し機械化を推進するため、基盤整備事業等の積極的な導入を図る。また、集団化した農用地の利用条件の形成を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。更に換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の担い手への農用地の利用集積を推進する。
- (6) 第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組として、就農意欲の醸成、就農希望者に対する情報提供、技術習得のための支援、各関係機関・団体の役割分担等を行い、青年等の円滑な就農促進を図る。

また、定着に向けた取組として、経営改善の相談活動と指導、経営改善を進めていくための支援等を推進する。

新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組として、青年等就農計画制度の普及や認定就農者への指導・助言及び農業経営改善計画作成への誘導等を推進する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人沖縄県農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

なお、同意市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施しなければならない。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、(1)に掲げる事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) (1)に掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する具体的な推進事項

(1) 認定農業者の育成・確保

認定農業者に対しては、農地の集積による規模拡大、農業用機械・施設に対する補助や融資、経営及び技術に関する研修の実施など、各種の施策が講じられているところである。今後とも、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組を円滑に進めることができるよう必要な支援措置を講じる。

また、市町村において農地集積の対象となっている「今後育成すべき農業者」の明確化及びリスト化を促進し、認定農業者への誘導を図る。

(2) 新規就農の促進

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化の進行は、農業の衰退のみならず地域社会や離島の活力低下を引き起こすものと危惧される。

このため、就農に意欲的な新規学卒者、他産業からの新規参入者への就農相談活動や農業教育施設等の充実・強化を図り、幅広い人材の育成・確保に努める。

また、農地中間管理機構が行う事業を積極的に活用し、新規就農者の農地の確保を促進する。

- (3) 第5の1(6)で示した、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、市町村や関係機関・団体等と連携し、次のとおり具体的な取組を進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、県内外での就農相談業務を始めとし、県内学校教育機関等において定期的な出張就農相談会を実施することにより、就農希望者からの相談に対応する。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

関係機関と連携し、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や施設等の情報、栽培技術や経営ノウ

ハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等に努める。

(ウ) 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践により習得できるよう、沖縄県立農業大学校を農業研修教育の拠点とするとともに、普及指導機関、関係機関の農業者研修教育施設、先進農家等における研修内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

県は、新たに就農しようとする青年等の就農促進を図るため、農業経営基盤強化促進法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターの機能のうち同条第2号及び第3号に掲げる機能を公益財団法人沖縄県農業振興公社とし位置づける。

また、就農に向けた情報提供及び就農相談、農業技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップ、農地の確保等について各関係機関・団体等が別表のとおり役割を分担し、相互に有機的連携をもって各種取組を進めるよう努める。

(オ) その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、農業体験学習や地元の農家による出前授業、講演会等を開催する。

また、農業が、県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。

イ 定着に向けた取組

市町村が策定する「地域計画」に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の経営開始資金、青年等就農資金等の活用を行う。

(ア) 経営改善の相談活動と指導

普及指導機関においては、農業経営のコンサルティングや経営改善のコンサルティング、情報提供などの相談活動と指導を行い、県及び市町村等の担い手育成総合支援協議会、沖縄県農業経営・就農支援センターにおいては、新規就農者の経営状況を把握し、必要に応じて経営改善の相談や指導を行う。

(イ) 経営改善を進めていくための支援

青年等就農計画や農業経営改善計画等が認定された農業者に対しては、その計画が達成できるよう、市町村の担い手育成総合支援協議会や各関係機関・団体と連携し農業技術経営管理能力向上のための各種研修の実施や経営分析・解析などによる指導を継続して行う。

また、青年等就農計画や農業経営改善計画等の実行に伴う規模拡大や労働環境改善に必要な農地や機械、施設等の取得に対しては、農業制度資金等の融資支援を行い、各々の発展段階に応じ、各種補助事業等の有効な活用を指導する。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導・助言及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、普及指導機関、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導する。

その他主要な営農類型

<沖縄本島北部地域>

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

<p>さとうきび+水稲</p> <p>〔作付面積等〕 さとうきび 8.00ha 水稲 4.00ha ＜経営面積＞ 11.00ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>さとうきび+花き</p> <p>〔作付面積等〕 さとうきび 4.20ha アレカヤシ 0.55ha ＜経営面積＞ 4.75ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>さとうきび+果樹</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="732 277 999 831"> <p>〔作付面積等〕 さとうきび 3.90ha マンゴー 0.30ha ＜経営面積＞ 4.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> <td data-bbox="999 277 1275 831"> <p>〔作付面積等〕 さとうきび 1.80ha パッションフルーツ 0.40ha ＜経営面積＞ 2.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> <td colspan="2" data-bbox="1275 277 1530 831"> <p>〔作付面積等〕 さとうきび 4.20ha パイン 2.00ha ＜経営面積＞ 6.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> </tr> </tbody> </table>			<p>〔作付面積等〕 さとうきび 3.90ha マンゴー 0.30ha ＜経営面積＞ 4.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付面積等〕 さとうきび 1.80ha パッションフルーツ 0.40ha ＜経営面積＞ 2.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付面積等〕 さとうきび 4.20ha パイン 2.00ha ＜経営面積＞ 6.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 			
<p>〔作付面積等〕 さとうきび 3.90ha マンゴー 0.30ha ＜経営面積＞ 4.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付面積等〕 さとうきび 1.80ha パッションフルーツ 0.40ha ＜経営面積＞ 2.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付面積等〕 さとうきび 4.20ha パイン 2.00ha ＜経営面積＞ 6.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 								
<p>さとうきび+肉用牛</p> <p>〔作付面積等〕 さとうきび 3.60ha 草地等 2.70ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 20頭 ＜経営面積＞ 6.30ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>野菜</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 898 724 1451"> <p>〔作付け面積等〕 インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> <td data-bbox="724 898 999 1451"> <p>〔作付け面積等〕 ゴーヤー 0.60ha パレイショ 0.40ha ＜経営面積＞ 0.70ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> </tr> </tbody> </table>		<p>〔作付け面積等〕 インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付け面積等〕 ゴーヤー 0.60ha パレイショ 0.40ha ＜経営面積＞ 0.70ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>花き</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1007 898 1275 1451"> <p>〔作付面積等〕 輪菊 0.39ha ＜経営面積＞ 0.32ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> <td colspan="2" data-bbox="1275 898 1530 1451"> <p>〔作付面積等〕 小菊 0.70ha ＜経営面積＞ 0.55ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 </td> </tr> </tbody> </table>			<p>〔作付面積等〕 輪菊 0.39ha ＜経営面積＞ 0.32ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付面積等〕 小菊 0.70ha ＜経営面積＞ 0.55ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	
<p>〔作付け面積等〕 インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付け面積等〕 ゴーヤー 0.60ha パレイショ 0.40ha ＜経営面積＞ 0.70ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 									
<p>〔作付面積等〕 輪菊 0.39ha ＜経営面積＞ 0.32ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>〔作付面積等〕 小菊 0.70ha ＜経営面積＞ 0.55ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 									
<p>花き</p> <p>〔作付面積等〕 洋ラン 0.40ha ＜経営面積＞ 0.40ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>果樹</p> <p>〔作付面積等〕 温州 0.60ha タンカン 1.20ha ＜経営面積＞ 1.80ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>肉用牛+野菜</p> <p>〔作付面積等〕 トウガン 0.20ha 草地等 4.00ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 30頭 ＜経営面積＞ 4.20ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>養鶏（採卵）</p> <p>〔作付面積等〕 施設等 0.22ha ＜飼養頭数＞ 成鶏 10,000羽 ＜経営面積＞ 0.22ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>養豚（繁殖一貫）</p> <p>〔作付面積等〕 施設等 0.25ha ＜飼養頭数＞ 種雌豚 40頭 ＜経営面積＞ 0.25ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 						

<沖縄本島中部地域>

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

野菜	花き		果樹	肉用牛
<p>[作付面積等]</p> <p>インゲン 0.40ha オクラ 0.40ha ＜経営面積＞ 0.80ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>[作付け面積等]</p> <p>輪菊 0.15ha 小菊 0.50ha ＜経営面積＞ 0.50ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>[作付面積等]</p> <p>洋ラン 0.40ha ＜経営面積＞ 0.40ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>[作付面積等]</p> <p>温州 0.60ha タンカン 1.20ha ＜経営面積＞ 1.80ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>[作付面積等]</p> <p>草地等 5.16ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 39頭 ＜経営面積＞ 5.16ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画
養鶏（採卵）	酪農			
<p>[作付け面積等]</p> <p>施設等 0.22ha ＜飼養頭数＞ 成鶏 10,000羽 ＜経営面積＞ 0.22ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 	<p>[作付面積等]</p> <p>草地等 2.40ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 21頭 ＜経営面積＞ 2.40ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 			

<沖縄本島南部地域>
〔個人経営体〕
(農業経営の指標の例)

さとうきび+葉たばこ	さとうきび+野菜		さとうきび+花き	野菜
〔作付面積等〕 さとうきび 6.00ha 葉たばこ 0.90ha <経営面積> 6.00ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 さとうきび 2.40ha ゴーヤー 0.40ha <経営面積> 2.60ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付け面積等〕 さとうきび 4.00ha サトイモ 0.50ha <経営面積> 4.50ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 さとうきび 2.40ha ストリーチア 1.40ha <経営面積> 3.80ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付け面積等〕 レタス 0.70ha ゴーヤー 0.30ha <経営面積> 0.51ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画

野菜	花き	果樹	肉用牛	
〔作付面積等〕 トマト 0.47ha ゴーヤー 0.27ha <経営面積> 0.47ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付け面積等〕 ピーマン 0.30ha オクラ 0.70ha <経営面積> 1.00ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 洋ラン 0.40ha <経営面積> 0.40ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 マンゴー 0.35ha ハッションフルーツ 0.35ha <経営面積> 0.70ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 草地等 5.16h <飼養頭数> 成雌牛 39頭 <経営面積> 5.16h ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画

養豚（繁殖一貫）	養鶏（採卵）
〔作付面積等〕 施設等 0.25ha <飼養頭数> 種雌豚 40頭 <経営面積> 0.25ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付け面積等〕 施設等 0.22ha <飼養頭数> 成鶏 10,000羽 <経営面積> 0.22ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画

<宮古地域>
〔個人経営体〕
(農業経営の指標の例)

さとうきび	さとうきび+葉たばこ	さとうきび+野菜
〔作付面積等〕 さとうきび 10.20ha ＜経営面積＞ 10.20ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 さとうきび 5.60ha 葉たばこ 1.10ha ＜経営面積＞ 5.60ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 さとうきび 8.20ha カボチャ 1.40ha ＜経営面積＞ 8.70ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画

<八重山地域>
〔個人経営体〕
(農業経営の指標の例)

さとうきび	さとうきび+葉たばこ	花き	肉用牛
〔作付面積等〕 さとうきび 9.00ha ＜経営面積＞ 9.00ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 さとうきび 5.40ha 葉たばこ 1.10ha ＜経営面積＞ 5.40ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 ジンジャー 0.27ha ヘリコニア 0.27ha ＜経営面積＞ 0.54ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 草地等 5.16ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 39頭 ＜経営面積＞ 5.16ha ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画

別表

新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた関係機関の役割分担
(第5の3の(3)のアの(エ))

<p>沖縄県農業経営・就農支援センター（就農相談窓口） （（公財）沖縄県農業振興公社）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者に対する就農相談 ・就農相談会等の実施 ・就農情報の連携と発信 ・新規就農情報提供の実施 ・就農情報収集の整理及び調査等の実施
<p>（公財）沖縄県農業振興公社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生受入農家を対象とした研修会等の実施 ・先進農家等の研修受入に対する助成 ・青年農業者等の資質向上に関する助成 ・認定就農者や青年農業者等の県内外での農業研修に対する助成 ・各関係機関と連携した就農定着促進に向けた取組
<p>沖縄県立農業大学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的研修教育を通じた栽培・経営技術習得研修 ・在学生への青年等就農計画等作成の指導、支援 ・各種関連事業及び制度資金の活用等に対する指導、助言 ・オープンキャンパス等での学校教員等との連携 ・就農希望者や他産業経験者等に対する講座等の開催
<p>普及指導機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担い手育成総合支援協議会への支援 ・青年等就農計画等作成の指導、支援 ・農業技術、経営の向上の支援等 ・各種関連事業及び制度資金の活用等に対する指導、支援 ・管内担い手確保状況把握と関連対策の実施 ・就農促進のための啓発と相談活動 ・青年農業者等を対象とした研修会等の開催 ・新規就農者の農業青年クラブ加入促進及び組織活動の指導 ・指導農業士等組織活動及びリーダー育成 ・新規就農希望者に対する研修先のマッチング

<p>沖縄県農業会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県担い手育成総合支援協議会等、関係機関との情報交換及び連携 ・ 県内農地所有適格法人等への研修 ・ 就職希望者への斡旋と情報の提供 ・ 就農相談会等での連携 ・ 就農情報の収集と発信 ・ 新規就農情報提供の実施 ・ 就農情報収集の整理及び調査等の実施
<p>農業協同組合等農業団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年農業者等の技術習得の指導、支援 ・ 効率的な生産販売活動に関する指導・支援 ・ J A青壮年、女性組織や法人等に対する指導、助言 ・ 青年等就農計画等作成の指導、支援 ・ 各種制度資金を活用した担い手育成強化に関する指導、支援 ・ 県及び市町村担い手育成総合支援協議会、関係機関等との連携強化による担い手育成
<p>沖縄県農地中間管理機構 ((公財) 沖縄県農業振興公社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構としての機能を生かした農用地等の紹介、斡旋 ・ 県内の就農に適した農用地の紹介・斡旋
<p>県内各市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担い手育成総合支援協議会の運営 ・ 就農希望者の把握を行い、新規就農相談受入窓口の整備 ・ 新規就農者確保目標設定と就農促進のための啓発、相談活動 ・ 就農に関する基本構想等による就農促進 ・ 青年等就農計画等作成の指導、支援及び認定 ・ 各種関連事業及び制度資金の活用等に対する指導、支援 ・ 就農地の生活情報や住宅等に関する情報の提供 ・ 各種事業等を活用した交流、研修会等の開催 ・ 各関係機関と連携した青年農業者等の円滑な就農促進
<p>県内各農業委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定就農者が円滑に就農を行えるよう農用地等にかかる権利設定、所有権移転の決定及び斡旋 ・ 関係機関と連携した新規就農者確保目標の設定 ・ 農地情報等受け入れ関連情報の収集、整備等の実施
<p>指導農業士等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修や従業員としての就農希望者の受入 ・ 新規就農者等への栽培技術や経営等に関する指導、助言

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

策定年月日	平成 6年2月10日
変更年月日	平成13年6月15日
変更年月日	平成18年2月 7日
変更年月日	平成22年3月12日
変更年月日	平成26年4月 1日
変更年月日	令和 5年4月 1日